

## 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 改正点

改正条項	改正の状況	改正事項	内容	目的
第2条 第1項第6号	変更	地域住民	事業区域が含まれる自治会に、接する自治会を追加	事業に影響がある隣接自治会も含める
第2条 第1項第8号	追加	地域組織	自治会を含む区・自治連や地域自治区を定義	地域組織も一緒に問題解決に取り組む
第4条の2	追加	土地所有者の責務	生活環境を損なうおそれのある事業に対して、土地を使用させることのないよう、事業地を適正に管理することを明示	無責任な太陽光発電設備設置を防ぐ
第5条 だたし書	追加	適用範囲	設置が適当でない区域の適用範囲を1,000m <sup>2</sup> 以上から1,000m <sup>2</sup> 未満にも拡大	設置が適当でない区域の自立する太陽光発電設備の設置抑制
第7条の2	追加	地域住民へ通知	事業の事前届出がでたことを地域住民に通知	地域住民が事業着手前に情報を得て、適切な対応をする、また事業者に対応させる
第8条の2、 第8条の2第2項	追加	協定の締結	地域住民と事業者が対等な立場で締結を結ぶことができる	事業実施による不安材料を軽減する
第8条の3	追加	地域住民と地域組織の協力	地域住民は、事業の規模や生活環境に影響があると認める場合、地域組織の協力を求めることができることを明記	地域組織も一緒に問題解決に取り組む
第9条第3項	追加	近隣関係者の周知及び説明	発電出力10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする	届け出が必要ない太陽光発電設備でも、地域、隣接者に説明する
第12条	変更	地位の承継	事業の承継者は事業の同意や協定等を承継する	事業者が変わっても協定を承継し、新しい事業者に地域住民との協定を守らせる
第17条 第2項第1号	追加	指導及び勧告	設置が適当でない区域に事業を実施しているとき、指導、勧告を行う	適当でない区域での事業指導を明確にする
第17条の2	追加	助言	事業実施に際し事業者又は地域住民に対し市が助言する	事業者と地域住民・地域組織が同意できるよう、市が積極的に支援する
第18条の2	追加	関係機関等への報告と情報共有	指導・勧告に従わない場合、公表を行い併せて国・県への報告や情報提供及び情報共有を行う	悪質な業者を公表し、また国等へ報告することで国等から事業者への適切な指導をする